

本庁舎議場システム構築・運用保守業務提案書作成要領

- 1 用紙は、A4用紙を使用し、表紙を除き両面印刷で40枚（80ページ）以内とする。
- 2 業務提案書に記載すべき事項は下記（別表）のとおりとし、記載順は（別表）中、「評価項目」の順とすること。

（別表）

記載項目	評価項目	留意事項
(ア) 実績	本業務遂行に資する受託実績の有無	応募資格要件に該当する設備の導入について、受託年度、自治体名、内容等について記載すること。また、議場システムの他自治体における実績があれば、記載すること。
(イ) 基本方針	本業務受託に係る基本方針及び実施方法	本業務受託における基本方針を具体的に示すこと。また、仕様書に記載した要件を踏まえた実施方法を具体的に示すこと。
(ウ) スケジュール	導入スケジュール	稼働までの具体的なスケジュールを示すこと。
(エ) 実施体制	実施体制	プロジェクトの実施体制を具体的に示すこと。また、トラブル発生時の報告体制を示すこと。
(オ) システム要件	①基本機能	仕様書に記載された各機能の実現方法を具体的に示すこと。また、職員が簡単に操作できるよう配慮されていること。
	②音響機能	仕様書に記載された各機能の実現方法を具体的に示すこと。
	③映像機能	仕様書に記載された各機能の実現方法を具体的に示すこと。
	④運営補助機能	仕様書に記載された各機能の実現方法を具体的に示すこと。
(カ) 導入機器	新たに導入する機器	選定した機器及び選定した理由を具体的に示すこと。
(キ) セキュリティ	システムのセキュリティ確保	セキュリティを確保するための方法を具体的に示すこと。
(ク) 研修	研修の実施方法	職員に対する研修の方法を具体的に示すこと。
(ケ) 運用保守サポート	①運用保守の方法	システム構築後に行う運用保守について、体制・方法等について具体的に示すこと。
	②障害発生時の対応	システムで障害が発生した場合の対応について、具体的に示すこと。
(コ) その他セールスポイント等	その他セールスポイント等	その他独自のセールスポイント、将来的な拡張性や改善点等を具体的に示すこと。
(サ) 見積額	見積額	委託費用（上限額）の範囲内で、機器の単価、作業費等の明細を記載すること。

本庁舎議場システム構築・運用保守業務委託業者選定に係る審査基準

1 基本的な考え方

契約候補者の決定にあたっては、京都市会にとって最適な事業者を選定するため、委託費用（上限額）の範囲内で見積額を提示した者（以下「受託希望者」という。）のうち、業務提案内容の評価である「技術点」に、見積額の評価である「価格点」を加算した「総合評価点」が最も高いプロポーザル参加者を受託候補者とする（総合評価方式）。

ただし、受託希望者が1者の場合、技術点の採点結果が一定点数（240点）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、当該提案者を受託候補者とする。

(1) 技術点

業務提案書の記載項目を評価し、「技術点」を与える。技術点の満点は、480点（80点/人×選定委員6人）とする。

(2) 価格点

見積額については、「3 価格点」に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。価格点の満点は、240点（令和元年度～令和3年度、令和4年度以降、各120点）とする。

(3) 総合評価点

(1)及び(2)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数を「総合評価点」とする（満点720点）。

(4) 総合評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

ア プロポーザル参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合
「技術点」が高い者を受託候補者とする。

イ プロポーザル参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合
当該者それぞれにくじを引かせ、受託候補者を決定する。

2 技術点

(1) 技術点の配点

業務提案書の記載項目について、次のとおり評価点を与える。各評価点に重要度を乗じた数を配点とする。

記載項目	評価点	重要度	配点
実績	5点	1	5点
基本方針	5点	1	5点
スケジュール	5点	1	5点
実施体制	5点	1	5点
システム要件	20点	1	20点
導入機器	5点	1	5点
セキュリティ	5点	1	5点
研修	5点	1	5点
運用保守サポート	10点	2	20点
その他セールスポイント等	5点	1	5点
合計			80点

(2) 記載項目の評価基準（評価項目）

業務提案書の記載項目について、「別紙2 本庁舎議場システム構築業務提案書作成要領」に記載した評価項目に基づき評価する。

3 価格点

見積額については、以下の計算式に基づき、「価格点」を算出する。

※ 有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入する。

(1) 令和元年度～令和3年度分

価格点 = 120点 × (全受託希望者中の最低見積額 / 当該受託希望者の見積額)

(2) 令和4年度以降分

価格点 = 120点 × (全受託希望者中の最低見積額 / 当該受託希望者の見積額)